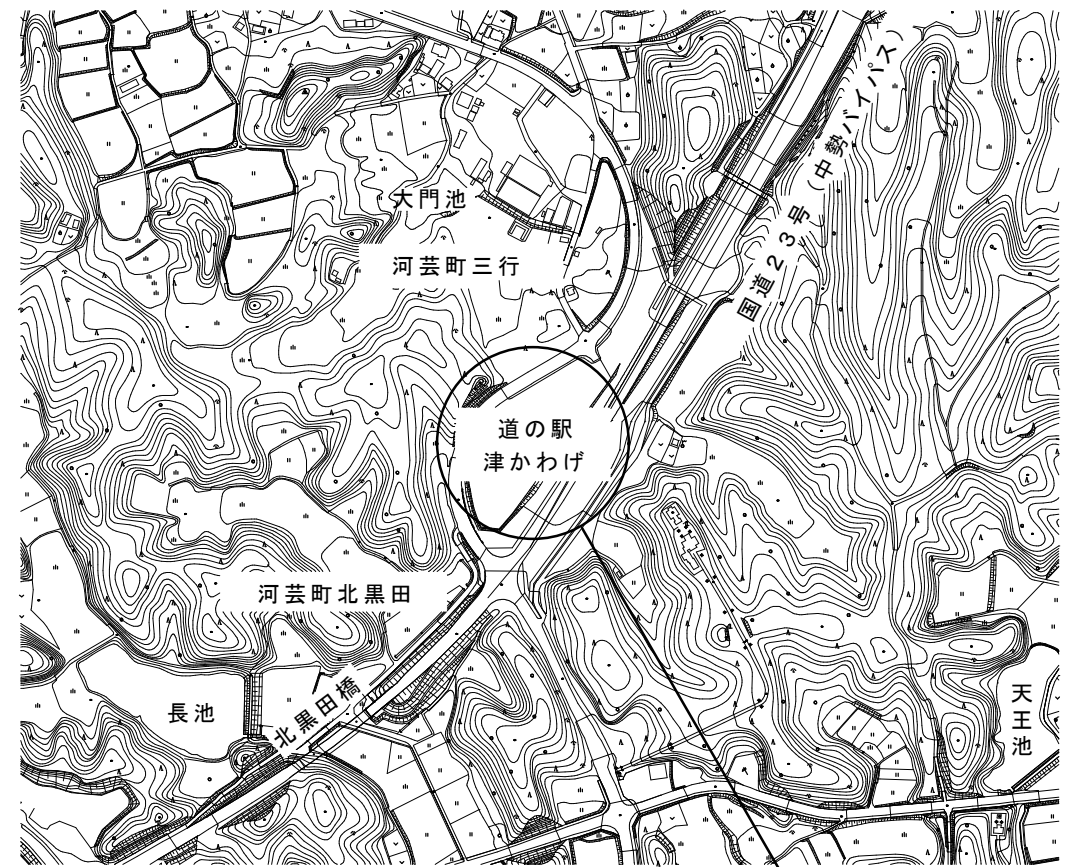
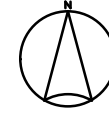


配置図



工事場所

位置図

特記仕様書

【工事概要】

- ・本工事は、道の駅津かわげ（以下道の駅）における、受変電設備の改修を行うものである。

【施工条件】

- ・作業日時は、事前に施設・担当課・監督員と十分に協議し、指示に従うこと。
- ・作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手前調査は、事前に施設及び市監督員の承諾を得るものとし、施設営業等に影響を与えない範囲とする。
- ・機器材料等の納期を確認し、契約後速やかに承認図を提出すること。
- ・工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真に記録しておくこと。
- ・設計図書に明記のない場合でも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。

なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

- ・工事過程において、既存施設に損害を与えた場合は、請負人の負担において、速やかに復旧すると共に市監督員に報告すること。
 - ・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。
 - ・工事用水、電力については施設内既存の設備を無償で利用できる。
 - ・停電及び復電は道の駅営業時間（準備・片付けを含む）外に行うものとする。
- なお、停電中は、仮設発電機にて必要電力を供給するものとする。

【安全対策】

- ・工事期間中も施設運営を行う為、施設利用者及び関係者に危害を与えないように区画分け等を行い、万全の注意を払うこと。
- ・工事車両及び工事関係車両については、指定された場所（施設管理者及び、市監督員と協議）に駐車するものとし、周辺道路等に駐車しないこと。
ただし、資材の搬入・搬出時には工事場所最寄りの出入口付近への一時的な駐車を可とするが、作業終了後は、速やかに車両を移動させること。
- ・資材等の荷揚げによる、揚重機の敷地内への進入時及び作業時には、安全対策を行うこと。

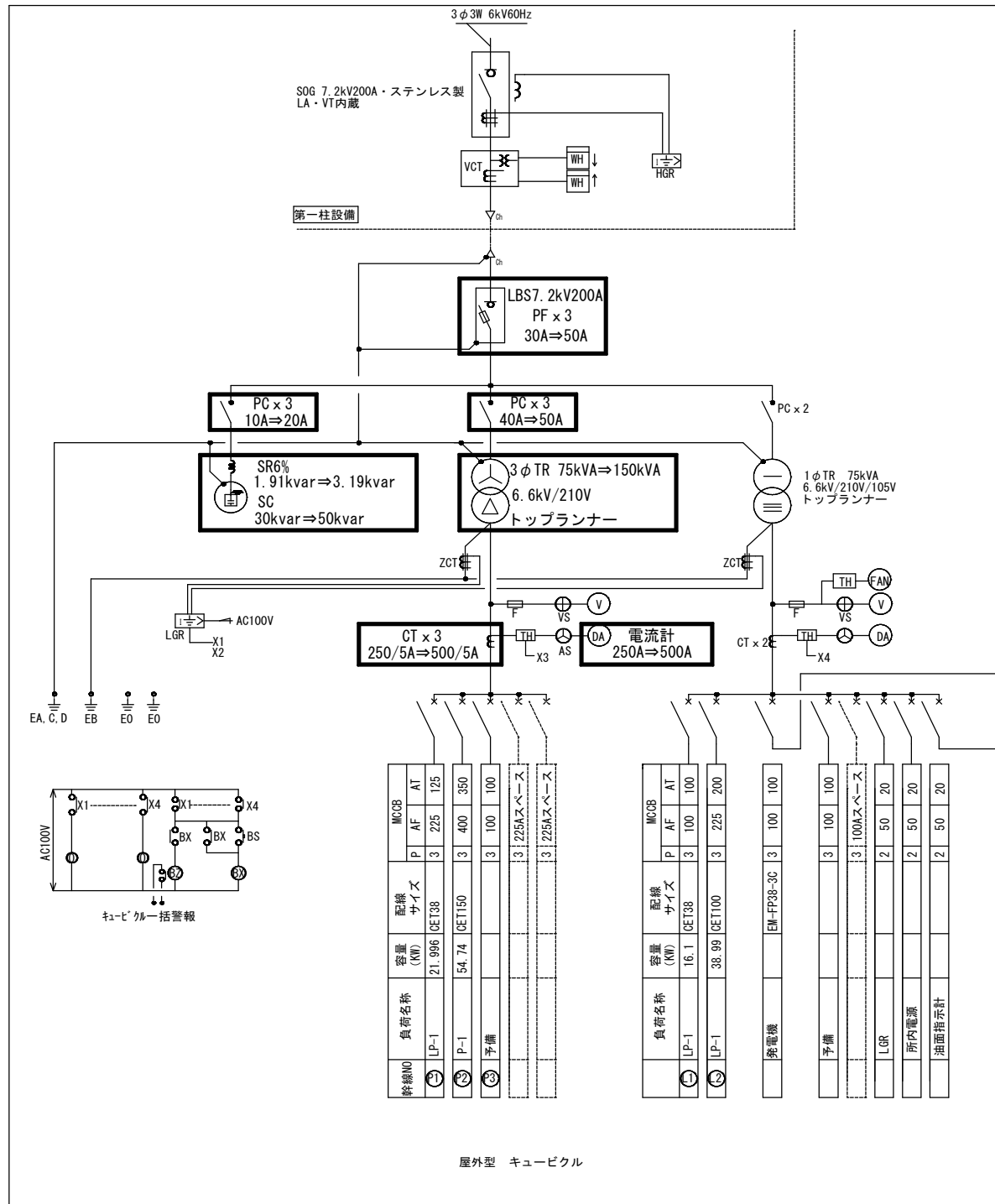
【適応基準】

- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 平成28年版）
- ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編 平成28年版）
- ・その他関係法令

【撤去処分】

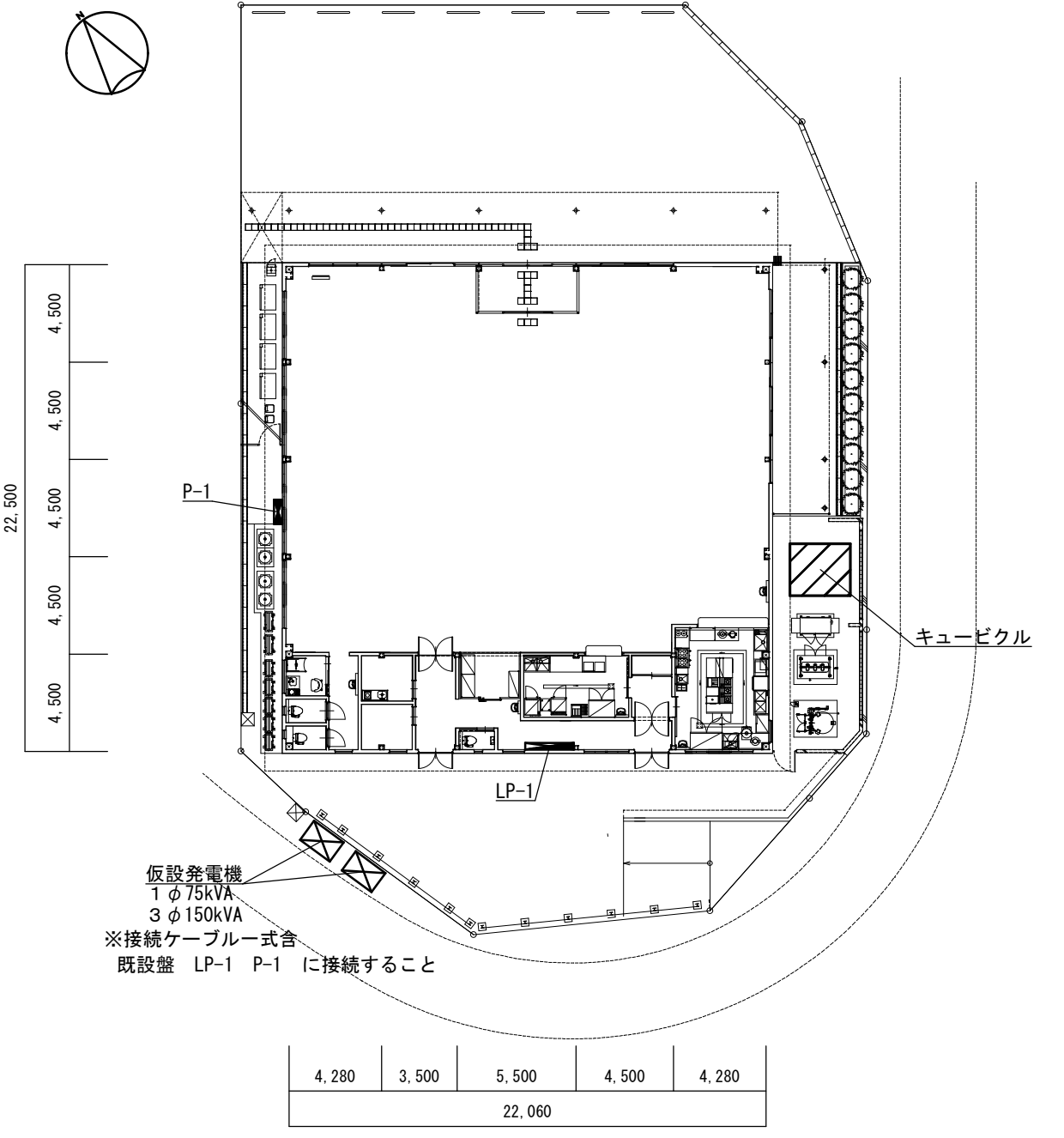
- ・本工により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- ・また、工事着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・工事完了後、速やかに施工報告書（マニフェスト等の写し）を市監督員に提出すること。

道の駅津かわげ受変電設備改修工事		-
図面名称	配置図・位置図・特記仕様書	原図：A3 平成29年3月
津市建設部営繕課		E-01



受変電設備 単線結線図

□ : 改修範囲を示す



▨ : 改修範囲を示す

平面図

道の駅津かわげ受変電設備改修工事		-
図面名称	受変電設備 単線結線図・平面図	原図 : A3
		平成29年3月
津市建設部営繕課		E-02